



プロトタイプ  
政策研究所  
Policy Research Institute

# 自動運転SWGに関する意見

## 刑事・行政・民事の各制度の見直しの視点



渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所  
所長・シニアパートナー弁護士 落合孝文

2024.2.27

- 今回のSWGでの、第2回及び今回準備の資料を事前に検討した限りにおいて、各類型において細かい論点の整理が必要な場合も多く見受けられる。
- 事故調査に関する枠組みや、行政法規の整理など、**一部具体的な方向性に達しうる部分があるものを除き**、課題の概要を整理し**今後の大まかな方向性を明確にすることをSWGの分野（事故調査、刑事、民事、行政）での各回の目標とすることが合理的な到達点**と考えられる。
- 現時点での論点整理の程度は、刑事について見ると、**まずは過失の内容を整理していく段階であり**、後述のように、**一定の合理的な運行をできる時間、場所等での社会実装を進める中で、その内容を突き詰め**、なおも必要と判断される場合に、基本的な法的責任の判断枠組み自体の検討に進むということではないか。

- **過失概念が規範的概念であることから、運転者、開発者、サービス提供者としては、裁判例が蓄積されていない現時点において、具体的な刑事手続の結果に予見可能性が低い状況であると考える。**
- 今回の会議では、論点整理として、**技術開発において目標とするべき性能がどのようなものか、できる限り具体的に議論することが重要**と考える。この観点では、以下のような内容を踏まえたガイダンスが整理されるべきではないか。
  - ①どのような性能の自動走行車の開発が求められているか、②開発者、運行を行う者に、それぞれどのような役割を求められるか、また、③他の道路利用者（歩行者、車、バイク等を含む）に対してどのような期待を行うことが合理的に許容されるか、を明らかにしていくことが必要ではないか。
  - 道路その他のフィジカル又はデジタルインフラからの情報インプットや補助を受ける場合に、どのような補助を受けうることを前提として、上記期待される性能の自動車を開発するべきか、議論をすることが重要と思われる。
  - なお、刑事手続に限らず行政手続の観点も考えれば、認可側においても、一定の目標とする性能が定めることが必要であり、前提とする社会関係の整理は重要論点と考える。

- 前頁の検討の際に、自動走行車では、デジタルデータにより挙動を制御するものとなることから、できる限り、具体的に必要となる性能が数値処理可能な形式で示されること（できる限りの定量化）が望ましい。
- この観点では、現行法の全体を定量化することは困難であることから、一定の合理的な運行をできる、時間、場所その他の前提条件を設定して、**定量化によりリスクの限定が可能な範囲を整理して、そこで特に社会実装を進めることが、メーカーにとっても、道路利用者にとっても、不意打ちが少なく、合理的な社会実装に繋がるのではないか。**
- これまでも、そのような例として、国家戦略特区制度などを活用しての、高速道路の一部区間を隔離しての走行だけに限る場合などを挙げてきたところである。

- 今後、事故発生後の対応を含め、開発者が最大限改善のために努力するインセンティブを最大限意識する制度設計とする必要がある。
- 前回議論された、以下の視点での事故調査、情報連携制度を、それぞれ整備することが望ましい。これにより刑事手続きにおける起訴側の科学的知見の向上にも繋がり、高度な情報技術を用いた自動走行車の事故にも適切な事案解明と刑事責任追求できるのではないか。
  - 事故時の原因究明のための十分な能力と権限を有する調査機関の整備
  - ヒヤリハットなども含めた安全性向上のための業界内での情報連携制度
- 海外企業の参入が考えられる中では、法人に対する制裁、協力制度の整備も、適法に業務を行う国内事業者の事業環境整備の観点で重要であり、今後の重要な検討課題になると考えられる。